

鴻巣市危険ブロック塀等撤去及び生け垣等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時にブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、通行人の安全を確保するとともに、生け垣等の設置により減災と緑化を推進し良好な住環境整備を図るため、危険ブロック塀等を撤去し、又は撤去した箇所において新たに生け垣等の設置を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、鴻巣市補助金等の交付に関する規則（昭和54年鴻巣市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に規定する道路、通学路その他これらに類する通路で交通の用に供するものをいう。

(2) 危険ブロック塀等 市内の道路等に面した、市内に存するコンクリートブロック造、石造その他の組積造又は組立式コンクリート造の塀又は門柱で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないもの

イ 道路等からの高さが0.8メートル以上で、かつ、劣化又は損傷が著しく、地震により倒壊するおそれのあるもので、撤去する必要があると市長が認めるもの

(3) 撤去工事 危険ブロック塀等を解体し、かつ、処理する工事（部分的な除却等の改修工事を除く。）をいう。

- (4) フェンス等 法の規定に適合したコンクリート造若しくはコンクリートブロック造その他の組積造の塀でその基礎をコンクリート造としたもの又は当該塀若しくはコンクリート造の基礎に緊結されたフェンス
- (5) 生け垣等設置 この告示の規定による補助金の交付を受け撤去工事を行った箇所において、生け垣の設置を行う工事又は当該工事と併せてフェンス等の築造を行う工事をいう。
- (6) 市内事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
(補助対象者)

第3条 この告示による補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する補助事業等を行う危険ブロック塀等の所有者、危険ブロック塀等の存する土地の所有者、危険ブロック塀等と同一の敷地に存する建築物の区分所有者の団体若しくは管理者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体又は管理者をいう。）又は団地建物所有者の団体若しくは管理者（同法第65条に規定する団地建物所有者の団体又は管理者をいう。）とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに類する団体
- (2) 市税を滞納している者
(補助事業等)

第4条 この告示において、規則第2条第2号に規定する補助事業等（以下「補助事業等」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 撤去工事のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 市内事業者の施工によるものであること。
 - イ 撤去工事に係る危険ブロック塀等が、法その他の法令に明らかに違反しているものでないこと。
 - ウ 撤去工事に係る契約が、当該撤去工事に係る補助金の交付の決定のあった日以後に締結されていること。
 - エ 撤去工事に対して国又は地方公共団体その他これらに類する団体からこの告示と類似する補助金又は補償金の交付を受けていないこ

と。

オ 解体等によって発生した資材等の適正な処理を行うものであること。

カ 土地又は建築物の販売を目的とした整地等又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為によるものでないこと。

(2) 生け垣等設置のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 市内事業者の施工によるものであること。

イ 生け垣等設置に係る契約が、生け垣等設置に係る補助金の交付の決定のあった日以後に締結されていること。

ウ 生け垣等設置に対して国又は地方公共団体その他これらに類する団体からこの告示と類似する補助金又は補償金の交付を受けていないこと。

2 前項に定めるもののほか、生け垣等設置における生け垣及びフェンス等の構造は、次に掲げる基準に該当するものでなければならない。ただし、市長が安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 地区計画の定められた区域にあっては、当該区域の地区整備計画の建築物等に関する事項に適合するものであること。

(2) 生け垣の長さの合計は、道路等に沿った部分で2メートル以上とし、分割して設置する場合は、それぞれが1メートル以上であること。

(3) 生け垣は、樹高が1.2メートル以上であること。

(4) 生け垣の樹木は、生け垣の長さ1メートル当たり3本以上とし、道路等の境界線から0.5メートル以上離し連続して植樹するものであること。

(5) 生け垣の樹種は、生け垣に適したものであること。ただし、ビャクシン類を除く。

(6) フェンス等は、生け垣に沿って設け、その高さは、道路等から1.6メートル以下であること。

(7) フェンスの材質は、アルミニウム製その他の軽量素材のものであること。

(8) フェンス等の下部を塀とする場合は、当該塀のうち生け垣の植樹地盤面より上の部分の高さは0.5メートル以下とすること。

(9) フェンス等の下部を塀とし、その一部を土留めとして使用する場合は、塀の構造は、構造計算により安全であることが確認されたものであること。ただし、当該塀の土圧が作用する高さが0.6メートル以下で、その部分を補強コンクリートブロック造とした場合はこの限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条第1項において「補助対象経費」という。）は、補助事業等に要する経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助事業等の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を合算した額とする。

(1) 撤去工事 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 補助対象経費の額（消費税及び地方消費税の額を除く。）

イ 撤去する危険ブロック塀等の見付面積（鉄製格子、門扉その他これらに類する附属物の部分の面積を除く。）に、1平方メートルにつき7,000円を乗じて得た額

ウ 100,000円

(2) 生け垣等設置 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

ア 補助対象経費の額（消費税及び地方消費税の額を除く。）

イ 設置する生け垣の長さに、1メートルにつき1万円を乗じて得た額

ウ 200,000円

2 補助金の交付は、危険ブロック塀等が存する同一の敷地（土地）に対して、前項各号に掲げる補助事業等の区分ごとにそれぞれ1回を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第7条 規則第5条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、

次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
 - (2) 付近見取図及び配置図（撤去工事又は生け垣等設置の範囲が明示されているものに限る。）
 - (3) 立面図（寸法が明示されているものに限る。）及び危険ブロック塀等の見付面積表
 - (4) 現況写真（危険ブロック塀等の状況が確認できるものに限る。）
 - (5) 補助事業等に要する経費についての見積書の写し
 - (6) 生け垣等設置にあつては、仕様が明示された承認図、施工図等
 - (7) 申請者（区分所有者の団体又は管理者及び団地建物所有者の団体又は管理者を除く。）の納税状況の確認に関する同意書（様式第2号）又は市税の滞納がない旨の証明書
 - (8) 危険ブロック塀等又はその存する土地の所有者を確認することができる書類
 - (9) 前号の所有者が複数あるときは、この告示による補助事業等を実施することについて所有者全員の同意を得ていることを証する書類
 - (10) 委任状（代理者が申請する場合に限る。）
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 規則第14条の規定に基づき、規則第5条の補助金等交付申請書には、同条第1号から第3号までに掲げる書類の添付は要しない。

（権利譲渡の禁止）

第8条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（軽微な変更）

第9条 規則第10条第1項に規定する軽微な変更とは、第4条第2項の規定に適合することが明らかで、かつ、規則第7条の補助金等交付決定通知書の補助金等の交付決定額に変更が生じないものとする。

（実績報告書の提出期限）

第10条 規則第11条第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付

の決定のあった日の属する年度の2月末日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(実績報告書の添付書類)

第11条 規則第11条第2項に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 配置図及び立面図
- (2) 補助事業等の工事着手前、工事施工中及び完了状況を確認することができる写真
- (3) 補助事業等の実施に係る工事請負契約書等及び領収書の写し
- (4) 解体等によって発生した資材等の処理計画を明記した書類
- (5) 補助事業等の内容の軽微な変更をした場合にあっては、変更後の仕様書及び見付面積表
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 規則第14条の規定に基づき、規則第11条第1項の補助事業等実績報告書には、同条第2項に掲げる収支決算書の添付は要しない。

(交付請求書の提出期限)

第12条 規則第13条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出は、規則第12条の規定により補助金の額の確定の通知をした日から起算して30日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(関係書類の保管)

第13条 規則第18条の規定により整理する書類及び帳簿等は、補助対象事業等の完了の日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(維持管理)

第14条 補助事業者は、生け垣等設置を行った場合は、補助事業等の完了後も生け垣を常に良好な状態に保つように努めなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、生け垣等設置を行った場合は、補助事業等の完

了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して5年間は当該生け垣等の保管に努めなければならない。

(その他)

第16条 規則及びこの告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年2月29日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、失効日の属する年度に行われた規則第5条の規定による補助金の交付申請で第10条に規定する提出期限までに規則第11条第1項に規定する実績報告書の提出があったものについては、失効日後も、なおその効力を有する。

4 第2項の規定にかかわらず、この告示の失効前に補助金の交付を受けた補助事業者については、第13条から第15条までの規定は、失効日後も、なおその効力を有する。